

2023



京都の

労働災害の現状

京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

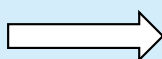
～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

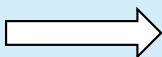
13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石棉、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

一労働災害を少しでも減らし、安心して健康に
働くことができる職場の実現にむけて一

京都労働局

令和5年5月



は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しています。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また休業4日以上死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年は6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成20年以降は2,500人前後で推移してきました。

令和4年の労働災害による死亡者数は、全産業で10人となり、前年の16人と比べて6人減少し、休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染関連による影響を受け、**5,670人**（前年比2,830人、99.6%増加）となりました。

新型コロナウイルス感染関連の労働災害**3,181人**を除くと、**2,489人**となりました。前年比**39人**、1.5%減少に留まり、「第13次労働災害防止推進計画」（2017年～2022年）の目標（**2,308人**）は達成できませんでした。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和4年は**60.35%**（対前年比**0.41**ポイント増加）と全国平均値**58.15%**を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しています。

このような状況の中、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、2023年度（令和5年度）を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「京都労働局 第14次労働災害防止推進計画」を策定し、令和4年と比較して令和9年の死傷者数を減少させることを目標に、

- ①「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」
- ②「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」
- ③「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」
- ④「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」
- ⑤「個人事業主等に対する安全衛生対策の推進」
- ⑥「業種別の労働災害防止対策の推進」
- ⑦「労働者の健康確保対策の推進」
- ⑧「化学物質等による健康障害防止対策の推進」

の8つの重点対策を掲げ、重点事項における取組の進捗状況を確認する「アウトプット指標」と、その取組の成果として期待される事項の達成目標となる「アウトカム指標」を設定して、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

令和5年5月 京都労働局

目 次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去65年(昭和33年～令和4年)	3
2	年別・業種別労働災害発生状況(平成25年～令和4年)	4, 5
3	令和4年 労働災害発生状況(休業4日以上死傷災害)	
3-1	業種別(対前年比較)	6
3-2	業種別(対前年比較「新型コロナウイルス感染」関連 内数)	7
3-3	監督署別(対前年比較)棒、円グラフ	8
3-4	監督署別(業種別)	9
3-5	業種別・事故の型別	10
3-6	業種別・起因物別	11
3-7.8	事故の型別・起因物別(円グラフ)	12
3-9.10	重点業種別、事故の型別・起因物別(棒グラフ)	13
3-11.12	事業場規模別・年齢別 棒グラフ	14
3-13	高年齢労働者の労働災害発生状況(60歳以上・業種別・事故の型別)	15, 16
4	死亡災害の推移 過去65年(昭和33年～令和4年)	17
5	令和4年 死亡災害発生状況 業種別(事故の型別・起因物別)	18
6	令和4年 死亡災害一覧	19

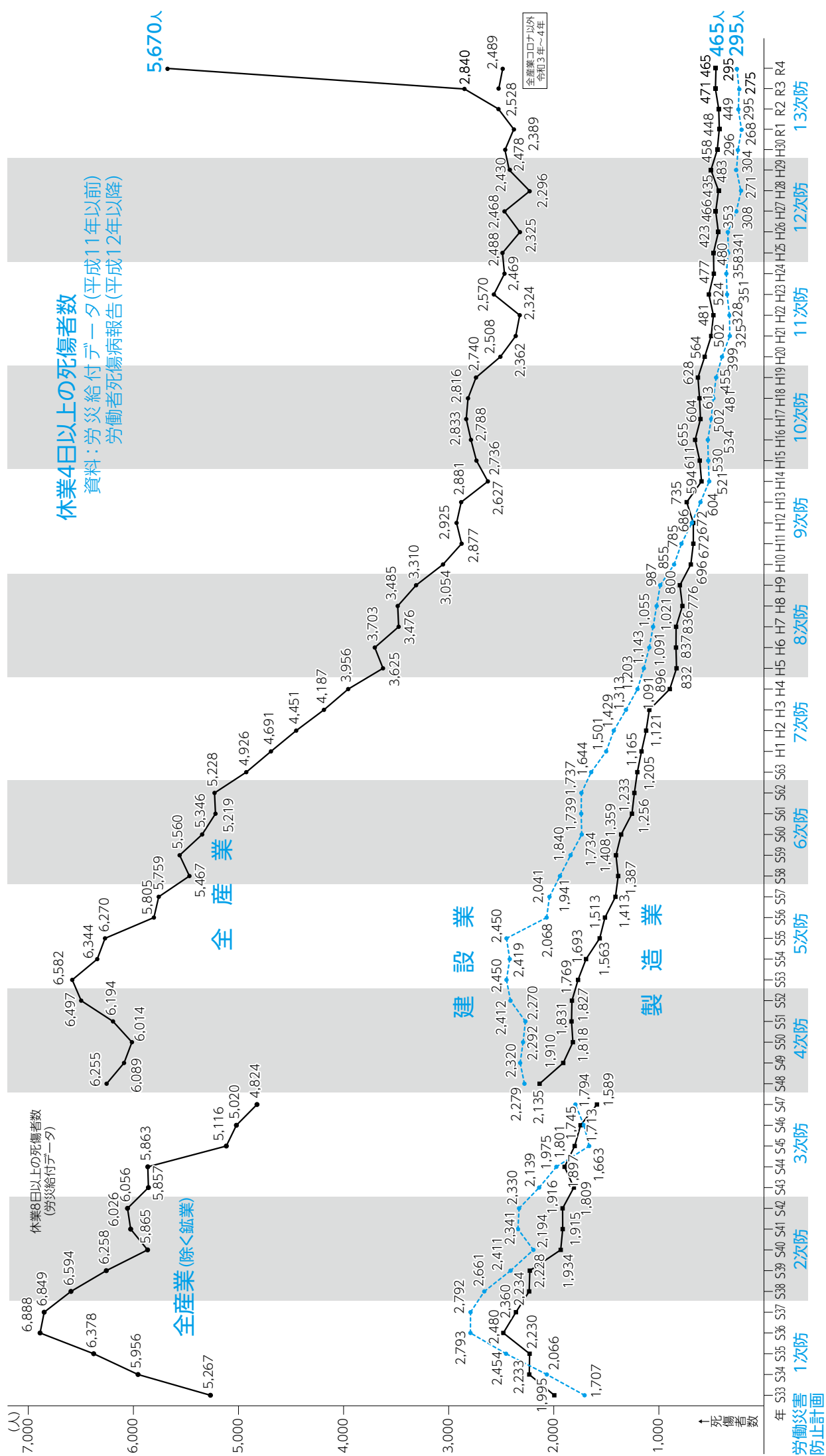
健康確保関係

7	令和4年 定期健康診断実施状況(業種別)	20
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率(%)等の推移 過去20年(平成15年～令和4年)	21
8-2	令和4年 業種別・健診項目別有所見率	22
9	令和4年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)	23
10	令和4年 指導勧奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)	24

参考資料

11	京都労働局 第14次労働災害防止推進計画の概要	25, 26
12	新たな化学物質規制(自立的な管理)の導入	27～30
13	建築物等の解体工事、改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています	31, 32
14	高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要	33, 34
15	治療と仕事の両立支援制度のご案内	35～37
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	38
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	39
18	STOP! 転倒災害プロジェクト(改善事例募集中)	40, 41
19	職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため 取組の5つのポイント	42
20	令和5年 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	43

1 労働災害発生状況の推移 1次防から過去65年（昭和33年～令和4年）



2-1 年別・業種別 労働災害発生状況(平成25年～平成29年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	25年	26年	27年	28年	29年
全 産 業	2,488 ⑬	2,325 ⑱	2,468 ⑳	2,296 ⑧	2,430 ㉑
製 造 業	480③	423②	466②	435	483③
食 料 品 製 造 業	163	132	132①	143	151
繊維工業・繊維製品製造業	17	18	22	15	26①
木材・木製品・家具等製造業	26	25	22①	19	27
パルプ・紙・印刷・製本業	38	47	31	29	39
化 学 工 業	18	14	30	20	24
窯業土石製品製造業	21	14	18	18	16②
鉄鋼・非鉄金属製造業	14①	13	19	15	9
金 属 製 品 製 造 業	65①	63①	63	54	63
一般機械器具製造業	36①	34	47	23	37
電気機械器具製造業	17	14	21	30	27
輸送用機械等製造業	13	8①	16	13	18
電 気・ガ ス・水 道 業	2	6	5	4	0
そ の 他 の 製 造 業	50	35	40	52	46
鉱 業	7	6	5②	3	8
建 設 業	341④	353③	308⑦	271②	304⑩
土 木 工 事 業	60②	68①	69②	47①	67③
建 築 工 事 業	239②	233①	204⑤	170①	187⑥
木造家屋等建築工事業	92	73	57①	57	45
そ の 他 の 建 設 業	42	52①	35	54	50①
運 輸 業	369②	405⑤	426⑤	410①	412④
鉄道等・道路旅客運送業	121①	134	141③	156	135①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	246①	269⑤	283②	252①	275③
その他の運輸交通・港湾運送業	2	2	2	2	2
農林・畜産・水産業	92①	81①	75①	73③	65
林 業	40①	38①	37①	36①	26
商 業	361①	345⑤	339③	336①	331②
小 売 業	264①	271②	259③	232①	257②
金 融・広 告 業	29	21	28	22	22
保 健 衛 生 業	320	243	294	276	272
社 会 福 祉 施 設	238	179	225	216	211
接 客 娛 楽 業	175①	169	206	176①	187
旅 館 業	35	32	48	37	42
飲 食 店	110①	108	123	117①	118
ゴ ル フ 場 の 事 業	14	12	12	14	9
清 掃・と 畜 業	125②	114①	129	126	153①
ビルメンテナンス業	78①	57	71	53	72①
産業廃棄物処理業	26①	26	22	35	30
そ の 他	189②	165①	192	168	193①
警 備 業	33①	30	40	31	28①

資料：休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。 ○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2－2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成30年～令和4年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	30年	元年	2年	3年	4年
全 産 業	2,478 ⑨	2,389 ④⑧	2,528 ⑨	2,840 ⑯	5,670 ⑩
製 造 業	458①	448①	449①	471②	465
食 料 品 製 造 業	153	148	150	155	152
繊維工業・繊維製品製造業	15	25	8	12	22
木材・木製品・家具等製造業	18	14	25	22	12
パルプ・紙・印刷・製本業	26	29①	22	35①	26
化 学 工 業	29	30	31	21	35
窯業土石製品製造業	13	10	14	18	9
鉄鋼・非鉄金属製造業	11	16	12	11	11
金 属 製 品 製 造 業	46	58	60	57	54
一般機械器具製造業	45	44	42①	56	48
電気機械器具製造業	28	30	25	25	13
輸送用機械等製造業	21①	13	9	12	15
電気・ガス・水道業	2	2	4	3	4
その他の製造業	51	29	47	44①	64
鉱 業	2	1	6①	3①	2
建 設 業	296③	268⑦	295②	275①	295⑤
土 木 工 事 業	50①	48①	62①	50	55②
建 築 工 事 業	202②	160⑥	169①	169	173③
木造家屋等建築工事業	57	33①	42	38	34①
その他の建設業	44	60	64	56①	67
運 輸 業	430①	369①	378②	433②	471
鉄道等・道路旅客運送業	129	117①	74	85	128
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	300①	250	303②	348②	340
その他の運輸交通・港湾運送業	1	2	1	0	3
農林・畜産・水産業	77	64	62	59①	58①
林 業	30	26	23	20①	19
商 業	363④	358①	369②	397②	463①
小 売 業	248①	254①	253①	302①	343①
金 融 ・ 広 告 業	23	32	32	26	26
保 健 衛 生 業	288	317	459①	650	3,241
社 会 福 祉 施 設	214	232	317①	414	1,588
接 客 娛 楽 業	223	194	171	179	233
旅 館 業	43	38	28	33	46
飲 食 店	136	114	113	107	145
ゴルフ場の事業	15	18	13	20	19
清 掃 ・ と 畜 業	121	119①	117	124③	158②
ビルメンテナンス業	55	53	70	75①	82
産業廃棄物処理業	30	27①	21	29②	28①
そ の 他	197	219③⑦	190	223④	258①
警 備 業	32	32①	46	48③	40

資料：休業4日以上死傷者数は、労働者死傷病報告による。 ○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3－1 令和4年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種 \ 年 別	休業4日以上死傷災害				死 亡 災 害		
	4年	3年	対前年増減	増減率(%)	4年	3年	対前年増減
全 産 業	5,670	2,840	2,830	99.6	10	16	-6
製 造 業	465	471	-6	-1.3		2	-2
食 料 品 製 造 業	152	155	-3	-1.9			
繊維工業・繊維製品製造業	22	12	10	83.3			
木材・木製品・家具等製造業	12	22	-10	-45.5			
パルプ・紙・印刷・製本業	26	35	-9	-25.7		1	-1
化 学 工 業	35	21	14	66.7			
窯業土石製品製造業	9	18	-9	-50.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	11	11	±0	-			
金 属 製 品 製 造 業	54	57	-3	-5.3			
一般機械器具製造業	48	56	-8	-14.3			
電気機械器具製造業	13	25	-12	-48.0			
輸送用機械等製造業	15	12	3	25.0			
電気・ガス・水道業	4	3	1	33.3			
その他の製造業	64	44	20	45.5		1	-1
鉱 業	2	3	-1	-33.3		1	-1
建 設 業	295	275	20	7.3	5	1	4
土 木 工 事 業	55	50	5	10.0	2		2
建 築 工 事 業	173	169	4	2.4	3		3
木造家屋等建築工事業	34	38	-4	-10.5	1		1
その他の建設業	67	56	11	19.6		1	-1
運 輸 業	471	433	38	8.8		2	-2
鉄道等・道路旅客運送業	128	85	43	50.6			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	340	348	-8	-2.3		2	-2
その他の運輸交通・港湾運送業	3	0	3	-			
農林・畜産・水産業	58	59	-1	-1.7	1	1	
林 業	19	20	-1	-5.0		1	-1
商 業	463	397	66	16.6	1	2	-1
小 売 業	343	302	41	13.6	1	1	
金 融 ・ 広 告 業	26	26	±0	-			
保 健 衛 生 業	3,241	650	2,591	398.6			
社 会 福 祉 施 設	1,588	414	1,174	283.6			
接 客 娛 楽 業	233	179	54	30.2			
旅 館 業	46	33	13	39.4			
飲 食 店	145	107	38	35.5			
ゴルフ場の事業	19	20	-1	-5.0			
清 掃 ・ と 畜 業	158	124	34	27.4	2	3	-1
ビルメンテナンス業	82	75	7	9.3		1	-1
産業廃棄物処理業	28	29	-1	-3.4	1	2	-1
そ の 他	258	223	35	15.7	1	4	-3
警 備 業	40	48	-8	-16.7		3	-3

資料：休業4日以上死傷者数は、労働者死傷病報告による。 死亡者数は、死亡災害報告による。

3-2 業種別 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染 内数）
令和4年（対前年比較）

京都労働局

業 種	コロナ区分	令和4年	令和3年	対前年増減	増減率%
全 産 業	合 計	5,670	2,840	2,830	99.6
	内コロナ	3,181	312	2,869	919.6
	コロナ除く	2,489	2,528	-39	-1.5
製 造 業	合 計	465	471	-6	-1.3
	内コロナ	48	19	29	152.6
	コロナ除く	417	452	-35	-7.7
建 設 業	合 計	295	275	20	7.3
	内コロナ	43	12	31	258.3
	コロナ除く	252	263	-11	-4.2
運 輸 業	合 計	471	433	38	8.8
	内コロナ	60	31	29	93.5
	コロナ除く	411	402	9	2.2
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	合 計	340	348	-8	-2.3
	内コロナ	8	23	-15	-65.2
	コロナ除く	332	325	7	2.2
商 業	合 計	463	397	66	16.6
	内コロナ	92	10	82	820.0
	コロナ除く	371	387	-16	-4.1
小 売 業	合 計	343	302	41	13.6
	内コロナ	62	5	57	1,140.0
	コロナ除く	281	297	-16	-5.4
保 健 衛 生 業	合 計	3,241	650	2,591	398.6
	内コロナ	2,852	226	2,626	1,161.9
	コロナ除く	389	424	-35	-8.3
社 会 福 祉 施 設	合 計	1,588	414	1,174	283.6
	内コロナ	1,316	92	1,224	1,330.4
	コロナ除く	272	322	-50	-15.5
接 客 娛 楽 業	合 計	233	179	54	30.2
	内コロナ	36	2	34	1,700.0
	コロナ除く	197	177	20	11.3
飲 食 店	合 計	145	107	38	35.5
	内コロナ	27	2	25	1,250.0
	コロナ除く	118	105	13	12.4
清掃・と畜業	合 計	158	124	34	27.4
	内コロナ	4	6	-2	-33.3
	コロナ除く	154	118	36	30.5
その他の事業	合 計	344	311	33	10.6
	内コロナ	46	6	40	666.7
	コロナ除く	298	305	-7	-2.3

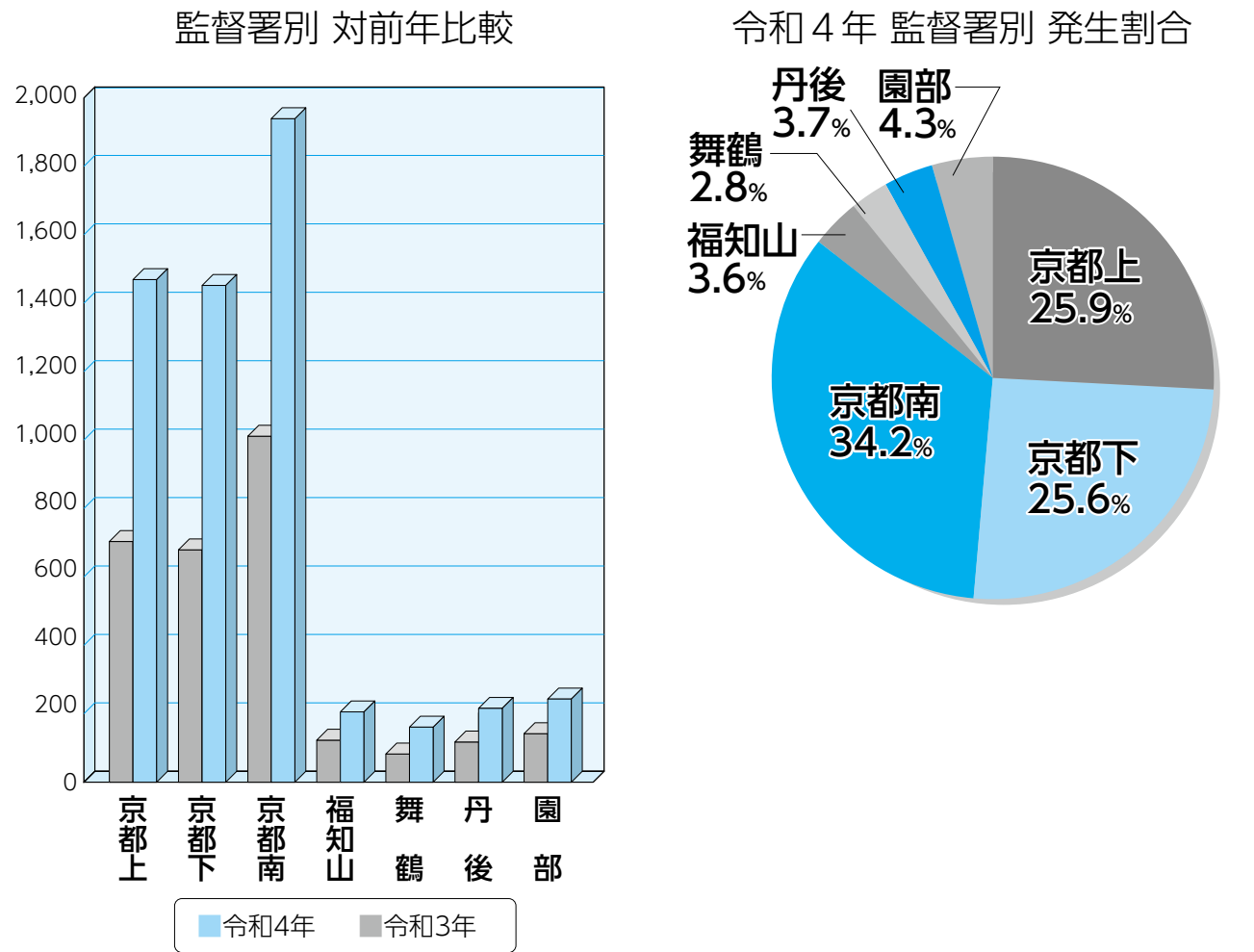
資料：休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。

3-3 労働災害発生状況 監督署別（対前年比較）

京都労働局

年 別 署 別	休 業 4 日 以 上 の 死 傷 災 害								
	令和4年			令和3年			増減数・率		
	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)	
京都労働局	5,670	10	100.0%	2,840	16	100.0%	2,830	-6 99.6%	
京 都 上	1,468	1	25.9%	699	1	24.6%	769	110.0%	
京 都 下	1,452	1	25.6%	678	4	23.9%	774	-3 114.2%	
京 都 南	1,939	5	34.2%	1,013	10	35.7%	926	-5 91.4%	
福 知 山	202		3.6%	119		4.2%	83	69.7%	
舞 鶴	156		2.8%	78		2.7%	78	100.0%	
丹 後	212	1	3.7%	115		4.0%	97	1 84.3%	
園 部	241	2	4.3%	138	1	4.9%	103	1 74.6%	

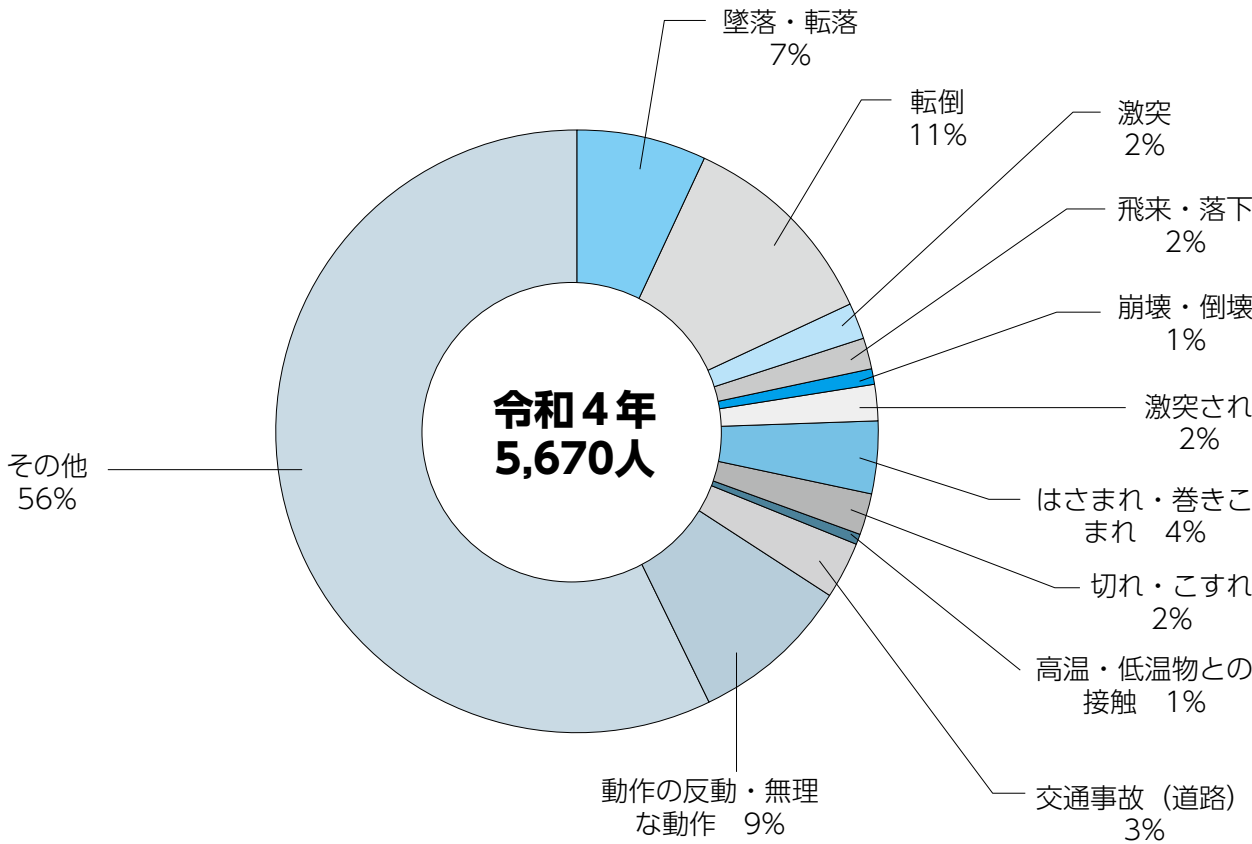
資料：休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。



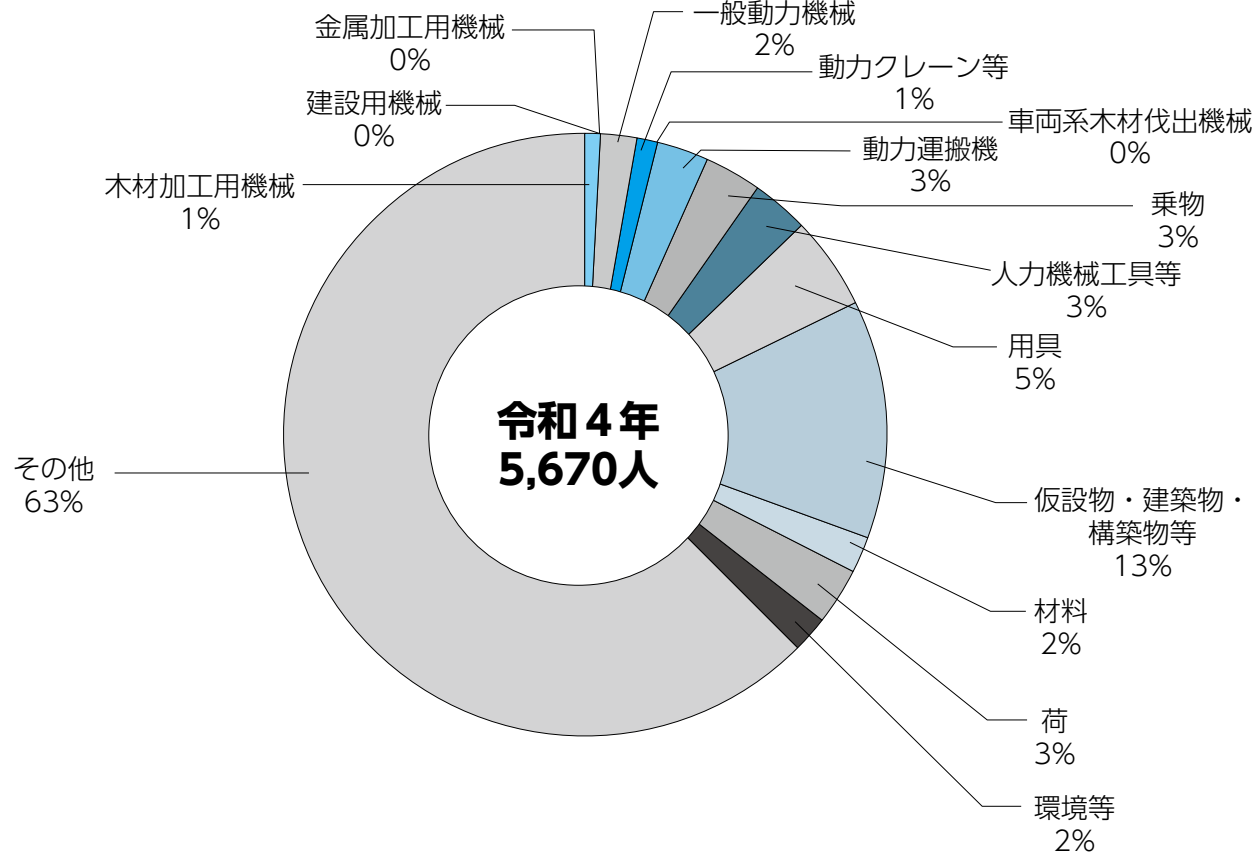
[illegible]

資料：休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死者数。

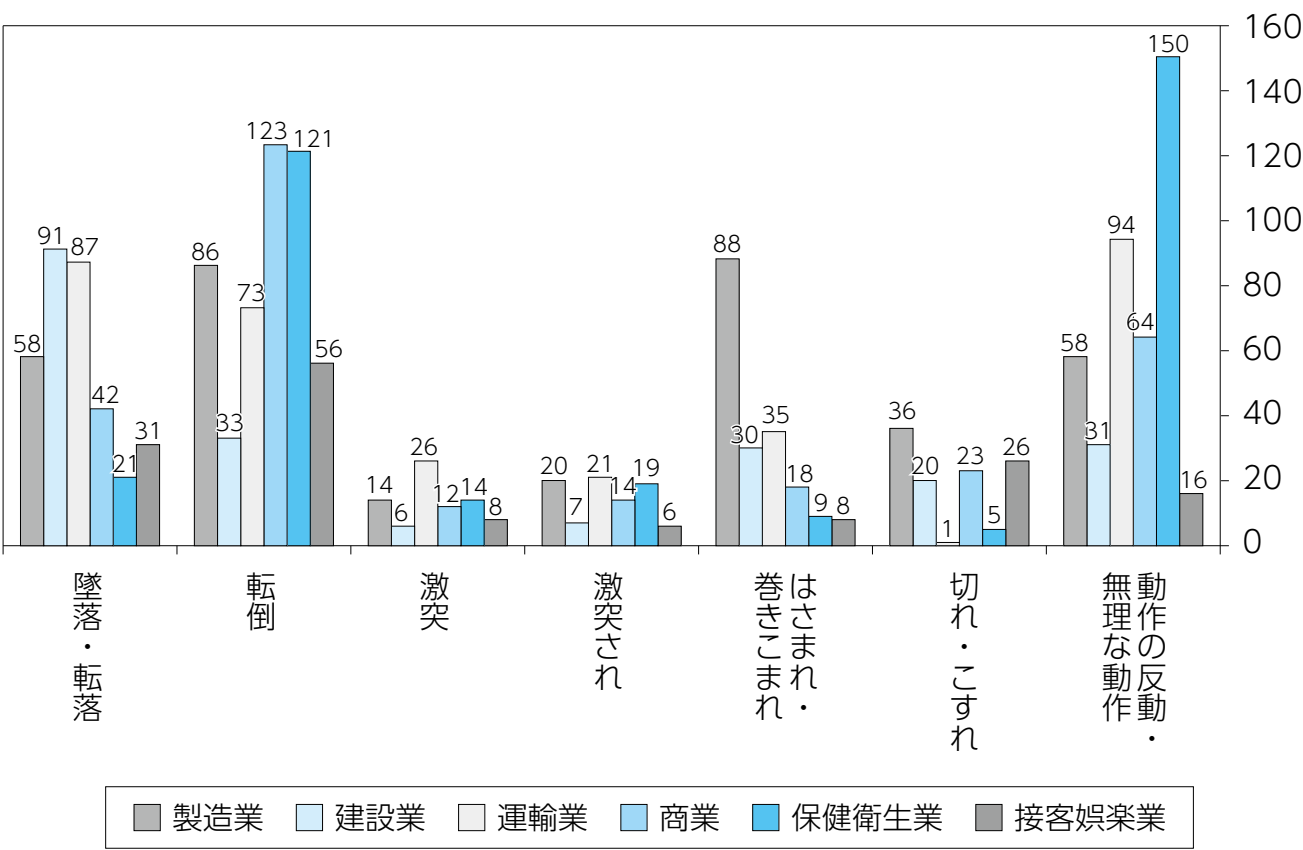
3-7 令和4年 労働災害発生状況 事故の型別 (全産業 5,670 人)



3-8 令和4年 労働災害発生状況 起因物別
(全産業 5,670 人)

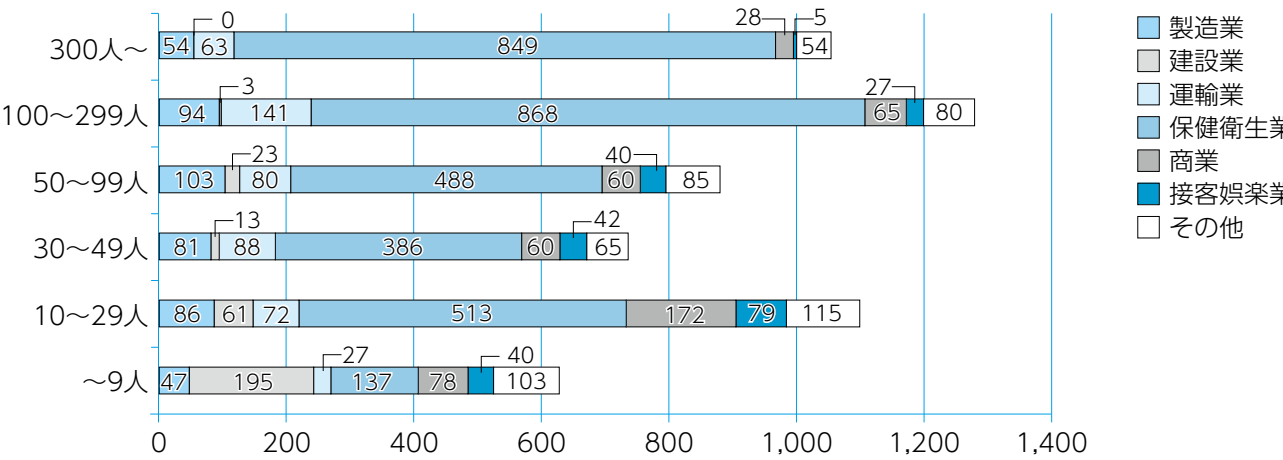


3-9 令和4年 労働災害発生状況 事故の型別
(重点業種別)

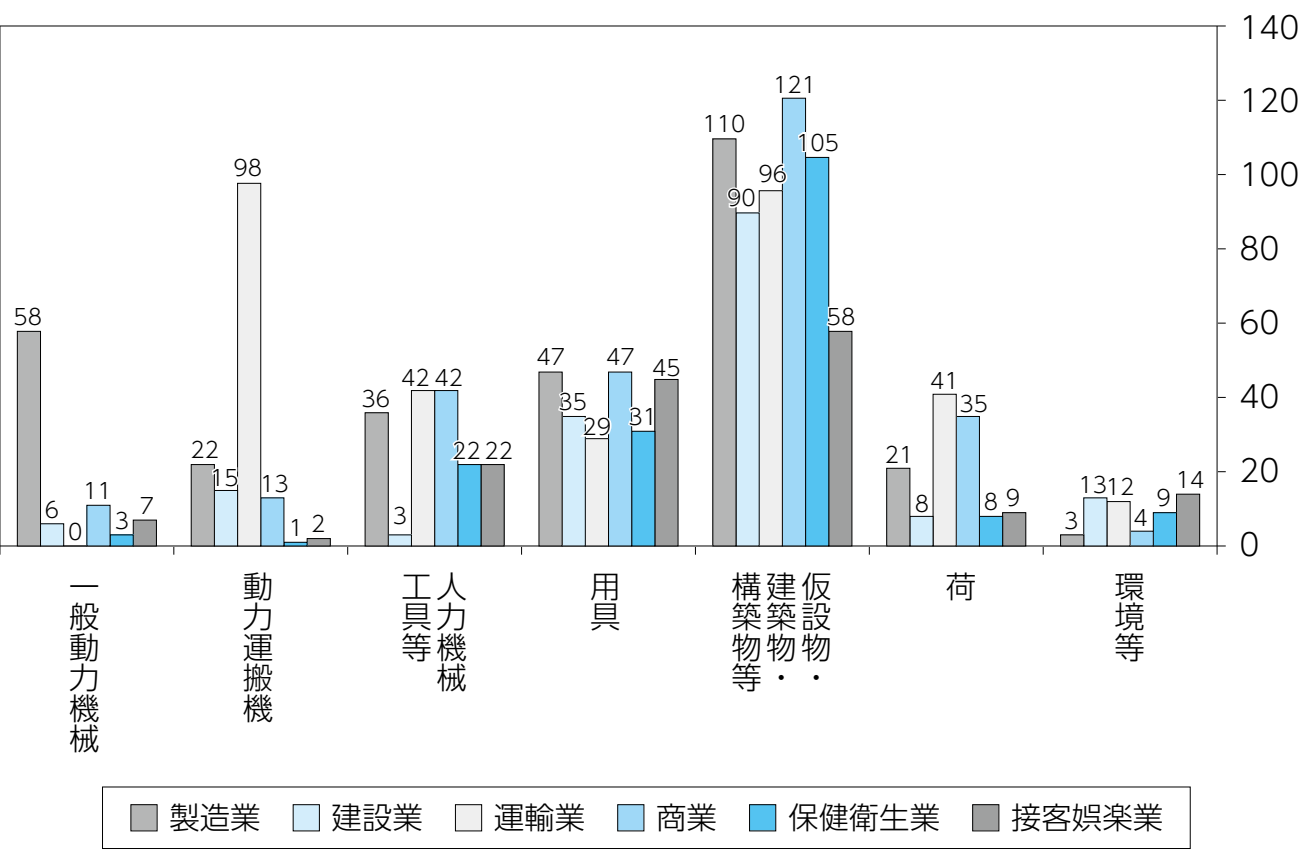


3-11 令和4年 労働災害発生状況 事業場規模別
(重点業種別) 京都労働局

	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	計
製造業	47	86	81	103	94	54	465
建設業	195	61	13	23	3	0	295
運輸業	27	72	88	80	141	63	471
保健衛生業	137	513	386	488	868	849	3,241
商業	78	172	60	60	65	28	463
接客娯楽業	40	79	42	40	27	5	233
その他	103	115	65	85	80	54	502
計	627	1,098	735	879	1,278	1,053	5,670
割合	11.06%	19.37%	12.96%	15.50%	22.54%	18.57%	100.00%

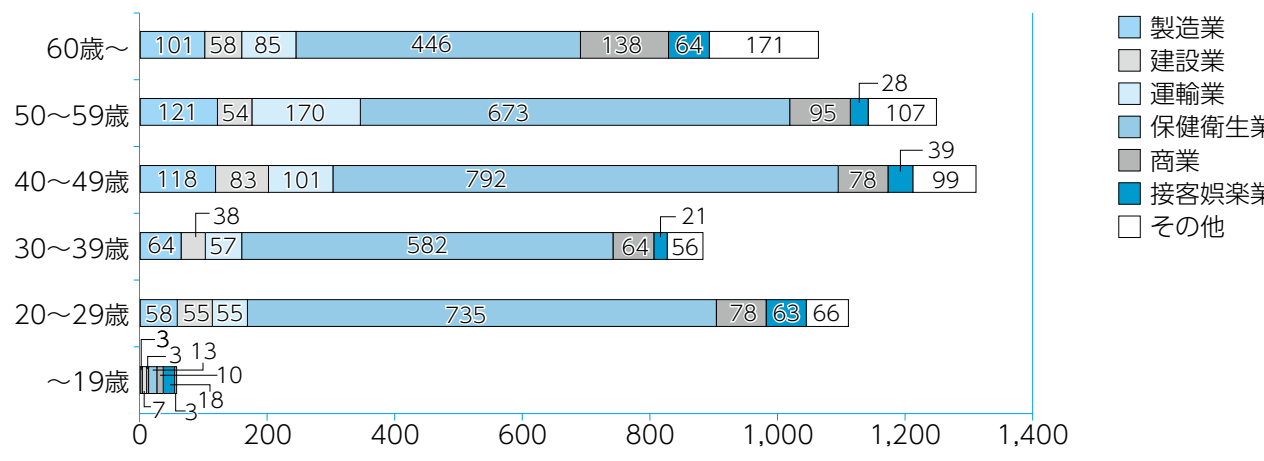


3-10 令和4年 労働災害発生状況 起因物別
(重点業種別)



3-12 令和4年 労働災害発生状況 年齢別
(重点業種別) 京都労働局

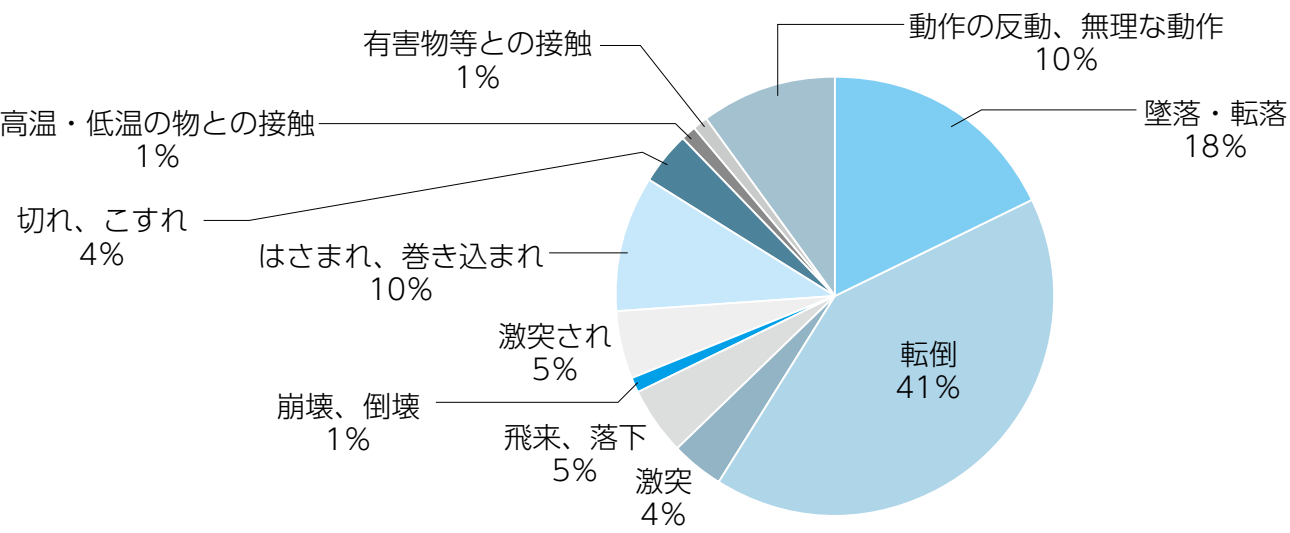
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
製造業	3	58	64	118	121	101	465
建設業	7	55	38	83	54	58	295
運輸業	3	55	57	101	170	85	471
保健衛生業	13	735	582	792	673	446	3,241
商業	10	78	64	78	95	138	463
接客娯楽業	18	63	21	39	28	64	233
その他	3	66	56	99	107	171	502
計	57	1,110	882	1,310	1,248	1,063	5,670
割合	1.01%	19.58%	15.56%	23.10%	22.01%	18.75%	100.00%



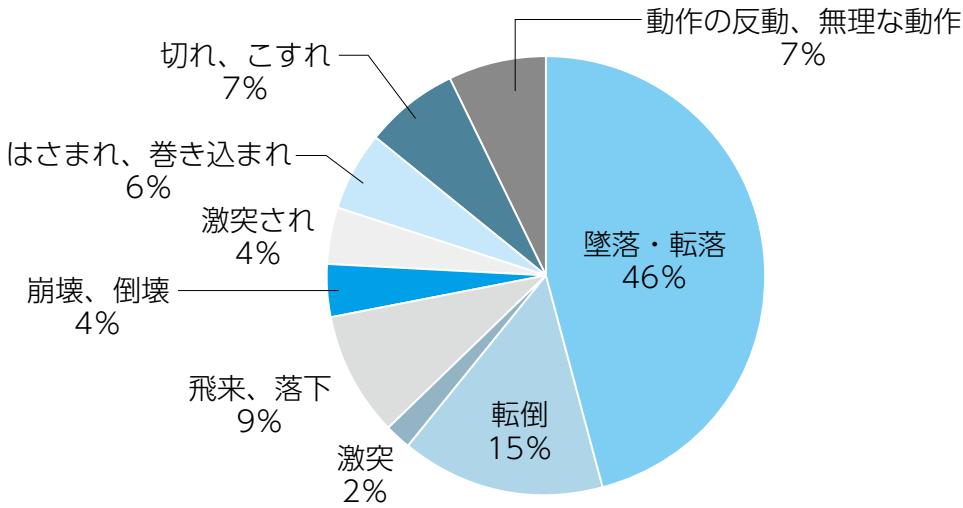
3-13 高齢労働者の労働災害発生状況（令和4年）

60歳以上の労働者・業種別・事故の型別（事故の型「その他」を除く）

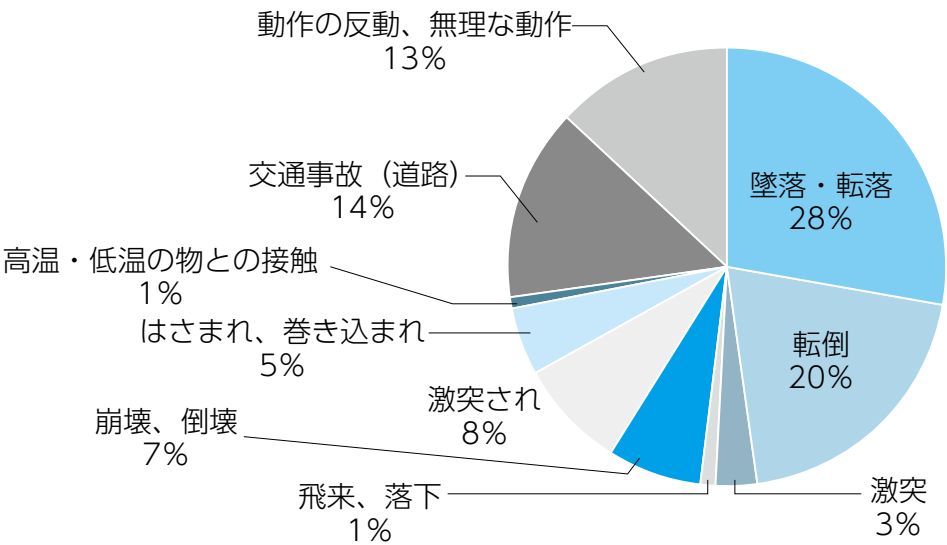
製造業



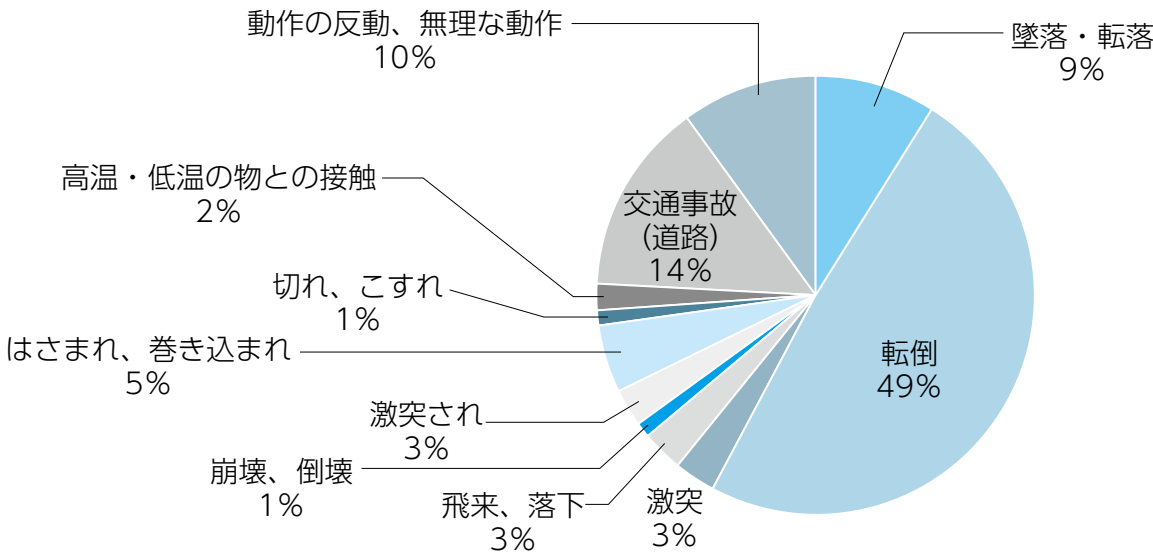
建設業



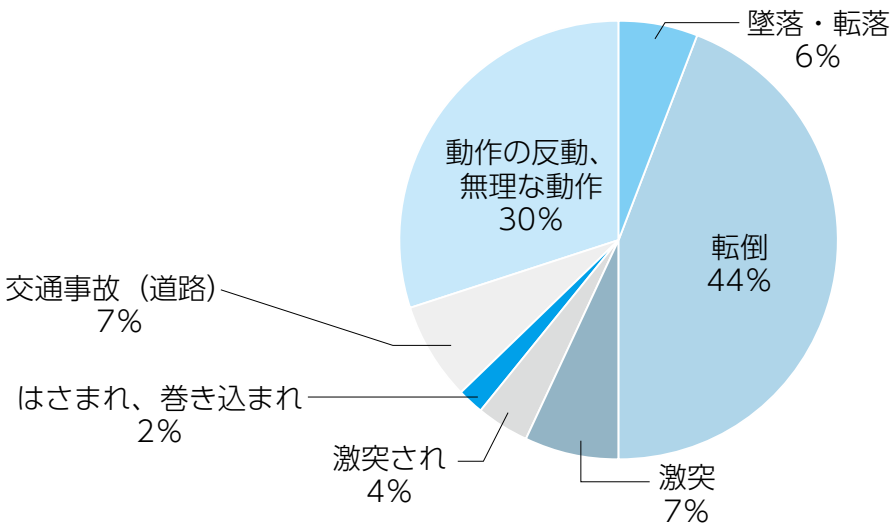
運輸業



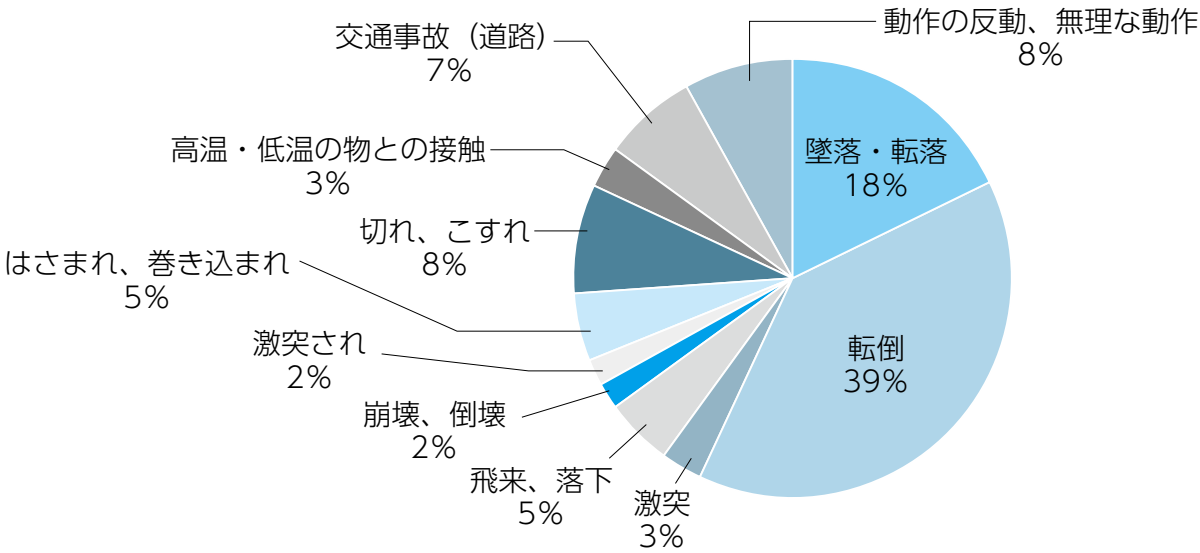
商業



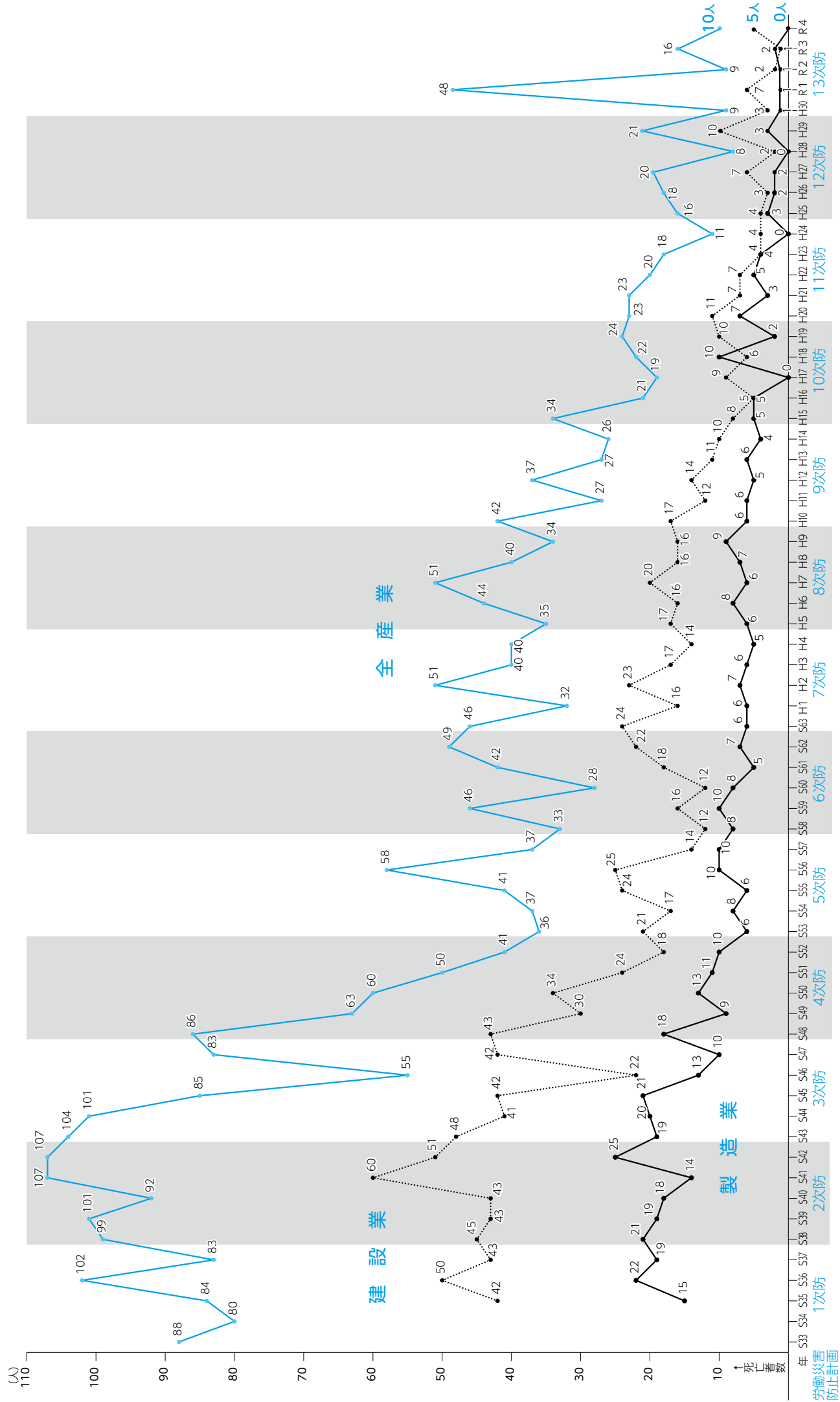
保健衛生業



接客娯楽業



4 死亡災害の推移 1次防から過去65年（昭和33年～令和4年）



5 令和4年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

業 種	事故の型																合 計
	転墜 落	転 倒	激 突	落 下	倒 壊	激 突	巻 き 込 ま れ	切 れ こ す れ	踏 み 抜 き	お ぼ れ	物 と の 接 触	高 温 ・ 低 温 の 接 触	有 害 接 触	感 電	爆 発	破 裂	
全 産 業	6					1	2										10
製 造 業																	
鉱 業																	
建 設 業	4					1											5
運 輸 業																	
農林・畜産・水産業	1																1
商 業														1			1
接客娯楽業																	
清掃・と畜業							2										2
そ の 他	1																1

3年	4				1	3	3										4	1	16
2年	3					1	1	1									2	1	9
元年	5			2	1	1					1					36	2		48

資料：死亡災害報告

京都労働局

3年	2年	元年
16	9	48
2	1	1
1	1	
1	2	7
2	2	1
1		
2	2	1
3		1
4	1	37

令和4年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

起 因 物 業 種	動 力 機 械						物 上 げ 装 置 ・ 運 搬 機 械			そ の 他 の 装 置 等								仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	物 質 ・ 材 料		荷 境 等	そ の 他	合 計
	原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 ・ 窯 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備		危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料			
全 産 業				2		2												5				1	10
製 造 業																							
鉱 業																							
建 設 業				1														3			1	5	
運 輸 業																							
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業																		1					1
商 業				1																			1
接 客 娯 楽 業																							
清 掃 ・ と 畜 業						2																	2
そ の 他																		1					1

3年				2	1			7								1		2		1		1	1	16	
2年			1	2				2	1									2					1	9	
元年				2					1							1	1	1	5	36			1		48

資料：死亡災害報告

6 令和4年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生 月 時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	2月	商 業	建設機械等	交通事故 (道 路)	女 70 代	新聞配達中、除雪車に激突された。
	5 時	(新聞販売業)	(整地・運搬・ 積み込み用機械)		10～49人	
2	2月	その他	仮設物、建築物、構築物	墜落、転落	男 70 代	高圧受電設備の異常警報確認のため屋上に向かい、階段踊場で倒れているところを発見された。
	10 時	(その他の事業)	(階段・栈橋)		1～9人	
3	3月	建設業	環境等	激突され	男 60 代	森林遊歩道上の立木伐倒中、立木が縦に裂け、折れた立木に激突された。
	16 時	(その他の土木工事業)	(立木等)		1～9人	
4	4月	建設業	仮設物、建築物、構築物	墜落、転落	男 20 代	外壁材の取り外し作業中、足場 2 層目（高さ 4.5 m）から墜落した。
	10 時	(木造家屋建築工事業)	(足 場)		1～9人	
5	6月	畜産・水産業	仮設物、建築物、構築物	墜落、転落	男 60 代	木屑の保管サイロ下部に停めたトラックの荷台に木屑を積み込む作業中、排出口に足を取られて下部に落下し、崩れた木屑に埋れた。
	9 時	(畜産業)	(建築物、構築物)		1～9人	
6	7月	清掃業	一般動力機械	はさまれ、 巻き込まれ	男 60 代	廃棄物処理施設内の破砕機を清掃作業中、破砕機ホッパー内に転落し、破砕機の回転刃に巻き込まれた。
	16 時	(産業廃棄物処理業)	(混合機、粉砕機)		10～49人	
7	9月	建設業	仮設物、建築物、構築物	墜落、転落	男 40 代	屋根上で温水器の接続配管交換工事中、軒先（高さ 7.4 m）から転落した。
	15 時	(建築設備工事業)	(屋根、はり、もや、けた、合掌)		1～9人	
8	11月	清掃業	一般動力機械	はさまれ、 巻き込まれ	男 50 代	ダンパーゲート（ごみの投入口とごみピットの間のゲート）の不具合対応作業中、ダンパーゲートに挟まれた。
	10 時	(その他の廃棄物処理業)	(その他の一般動力機械)		10～49人	
9	12月	建設業	仮設物、建築物、構築物	墜落、転落	男 50 代	外壁改修工事において、足場組立中、7 段目の作業床（高さ約 11 m）から墜落した。
	14 時	(その他の建築工事業)	(足 場)		1～9人	
10	12月	建設業	建設機械等	墜落、転落	男 50 代	河川整備工事において、ドラグ・ショベル（機体重量約 3 t）で河川沿いの通路を走行中、法肩（高さ約 3.6 m）から転落した。
	14 時	(その他の土木工事業)	(掘削用機械)		1～9人	

7 令和4年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率（％）	全国有所見率（％）
全 産 業		3,037	262,846	158,635	60.35	58.15
製 造 業		822	73,623	43,733	59.40	56.76
食 品 製 造		135	13,669	7,903	57.82	58.46
織 維 工 業		15	903	516	57.14	58.37
衣 服 ・ 織 維		5	344	210	61.05	58.96
木 材 ・ 木 製		7	428	262	61.21	61.95
家 具 ・ 装 備		1	65	52	80.00	59.71
パ ル プ 等		17	936	532	56.84	62.30
印 刷 ・ 製 本		44	3,178	1,745	54.91	58.68
化 学 工 業		102	7,423	4,254	57.31	54.85
窯 業 ・ 土 石		33	2,419	1,640	67.80	60.54
鉄 鋼 業		5	160	107	66.88	52.20
非 鉄 金 属		13	707	493	69.73	56.49
金 属 製 品		69	4,143	2,457	59.30	59.88
一 般 機 器		126	13,099	7,668	58.54	57.18
電 気 機 器		133	15,532	9,586	61.72	56.49
輸 送 機 器		36	5,467	2,861	52.33	52.07
電 気 ・ ガ ス		19	1,964	1,571	79.99	68.24
他 の 製 造		62	3,186	1,876	58.88	59.49
鉱 業		2	40	29	72.50	63.89
建 設 業		51	3,101	1,943	62.66	64.26
土 木 工 事		8	479	367	76.62	69.81
建 築 工 事		24	1,352	809	59.84	61.87
他 の 建 設		19	1,270	767	60.39	63.79
運 輸 交 通 業		282	19,369	13,238	68.35	64.82
鉄 道 等		46	3,298	1,623	49.21	44.79
道 路 旅 客		108	8,491	6,538	77.00	72.30
道 路 貨 物		126	7,516	5,053	67.23	66.44
他 の 運 輸		2	64	24	37.50	51.86
貨 物 取 扱 業		34	1,876	1,207	64.34	61.00
陸 上 貨 物		33	1,830	1,177	64.32	60.71
港 湾 運 送		1	46	30	65.22	62.39
農 林 業		0	0	0	0.00	67.29
畜 産 ・ 水 産 業		0	0	0	0.00	61.64
商 業		462	31,994	19,598	61.26	59.79
金 融 ・ 広 告 業		61	9,165	5,595	61.05	56.83
映 画 ・ 演 劇 業		6	119	82	68.91	55.14
通 信 業		34	4,639	2,723	58.70	58.74
教 育 ・ 研 究 業		149	23,781	14,935	62.80	57.59
保 健 衛 生 業		598	52,628	28,990	55.08	53.75
接 客 娯 楽 業		156	5,666	3,352	59.16	58.61
清 掃 ・ と 畜 業		76	4,884	3,571	73.12	69.74
官 公 署		3	147	97	65.99	63.71
他 の 事 業		301	31,814	19,542	61.43	59.32

資料：定期健康診断結果報告

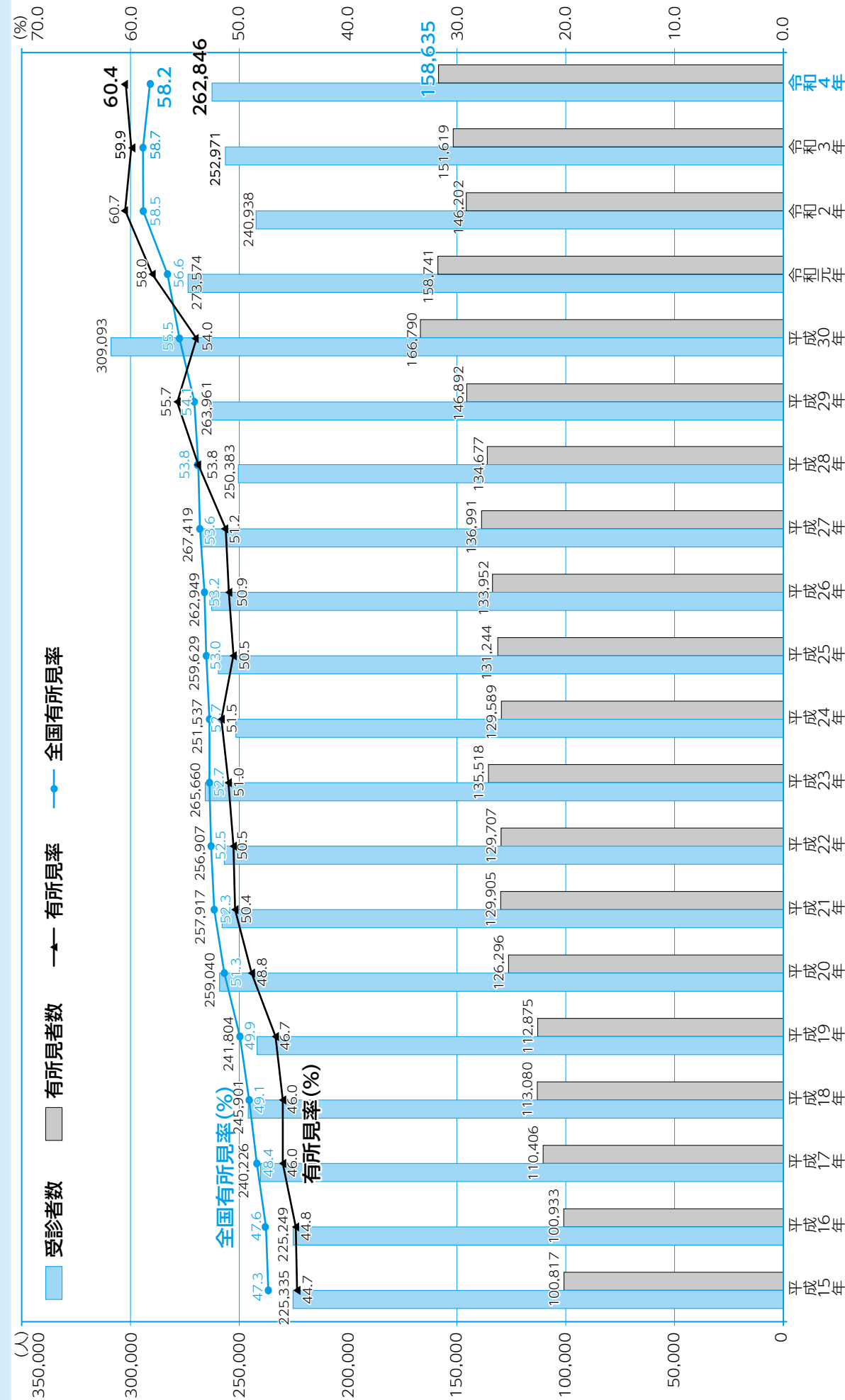
- (注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数である。
3 「有所見率」は、所見のあった人数（他覚所見のみを除く）を受診者で割った値である。
4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である（以下、項目10(24ページ)まで同様）。

全産業 10 【製造業 0 鉱 業 0 建設業 5 運輸業 0 農林畜水産業 1 商 業 1 その他 3】

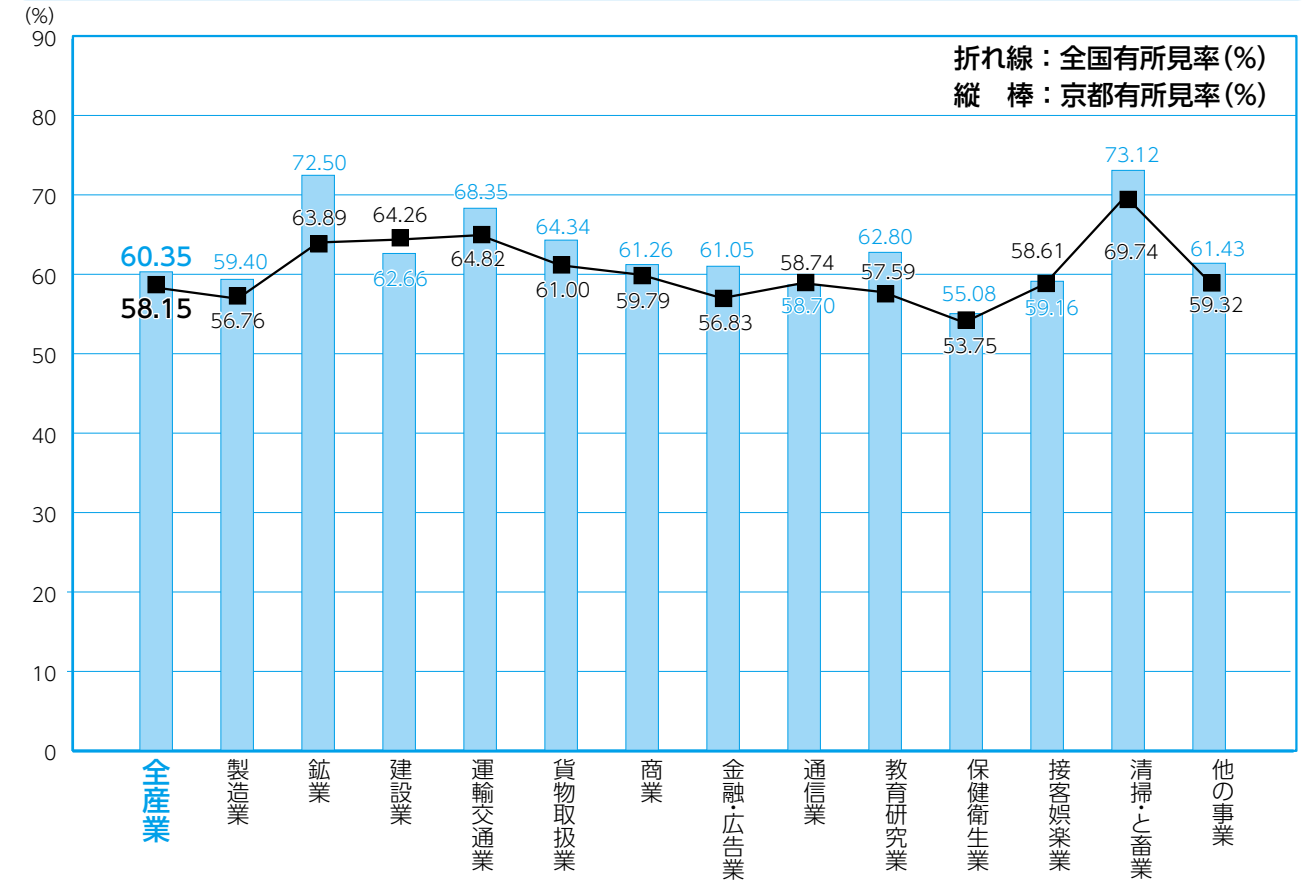
8 定期健康診断の実施状況

令和4年の定期健康診断の有所見率は60.35%で、全国有所見率を2.2ポイント上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率(%)等の推移(過去20年間)

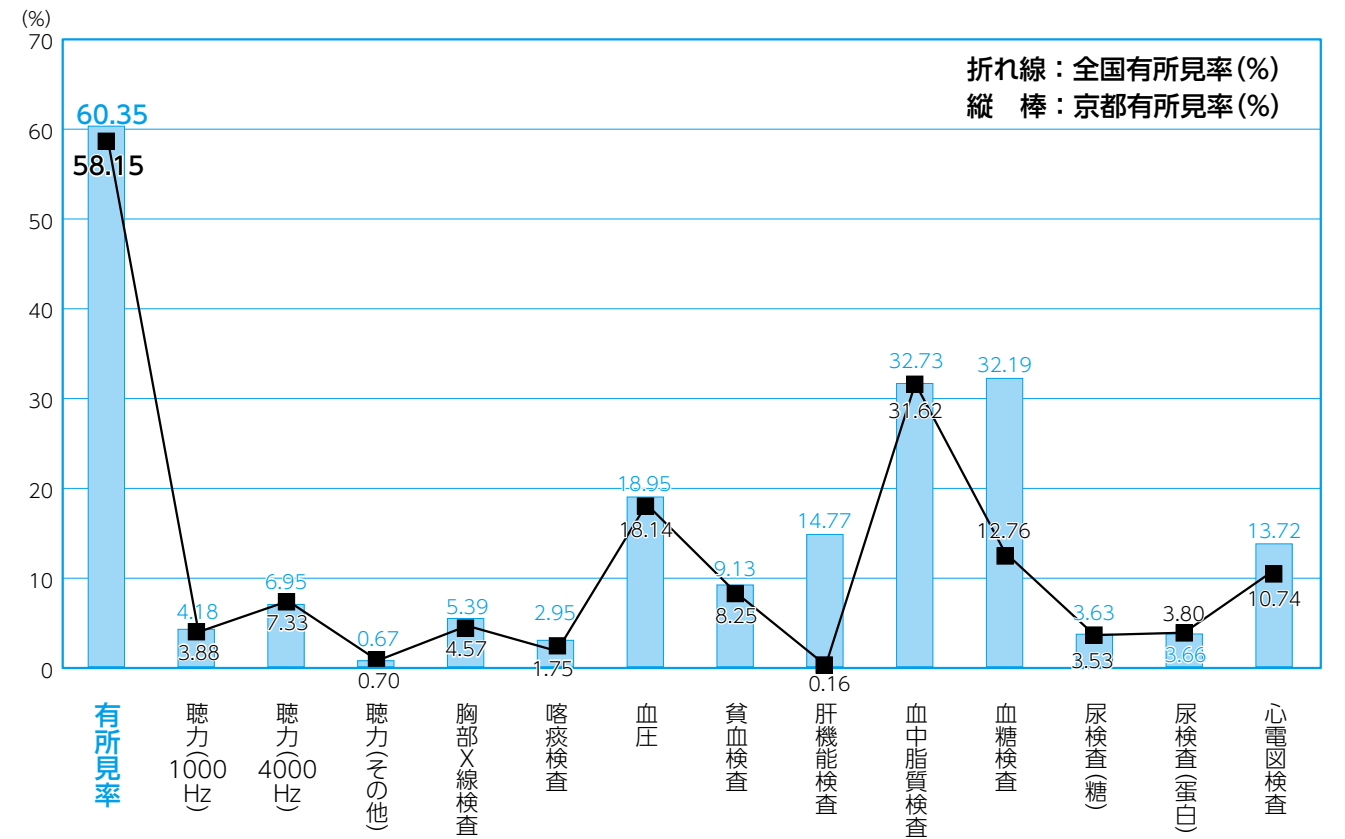


8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (令和4年)



資料：定期健康診断結果報告

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (令和4年 全産業)



資料：定期健康診断結果報告

9 令和4年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区 分 対 象 業 務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率 (%)	有所見率(全国)
特 殊 健 康 診 断 合 計	2,194	47,197	1,865	3.95	3.41
有 機 溶 剤	864	14,601	667	4.57	3.32
鉛	100	2,065	11	0.53	1.42
四 ア ル キ ル 鉛	0	0	0	0.00	5.88
電 離 放 射 線	318	9,093	957	10.52	9.94
除 染 電 離 放 射 線	1	4	2	50.00	8.45
高 電 圧	5	49	19	38.78	4.75
特 定 化 学 物 質	817	20,308	206	1.01	1.58
塩素化ビフェニル	7	70	0	0.00	0.61
ジアニシジン	3	4	0	0.00	2.13
ベリリウム	10	87	0	0.00	1.23
アクリルアミド	27	161	0	0.00	0.92
アクリロニトリル	8	45	0	0.00	0.70
アルキル水銀化合物	3	3	0	0.00	0.92
エチレンジイミン	2	12	0	0.00	21.25
塩化ビニル	2	4	0	0.00	3.27
塩素	20	406	0	0.00	0.35
カドミウム	10	81	0	0.00	3.12
クロム酸	65	587	11	1.87	1.42
クロロメチルメチルエーテル	3	5	0	0.00	0.67
五酸化バナジウム	3	103	0	0.00	4.05
コールタール	9	254	1	0.39	0.37
シアン化カリウム	21	307	12	3.91	1.20
シアン化水素	7	124	12	9.68	0.83
シアン化ナトリウム	18	212	12	5.66	1.33
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	10	146	3	2.05	2.95
臭化メチル	4	45	0	0.00	0.97
重クロム酸	28	325	0	0.00	1.76
水銀	19	85	0	0.00	2.33
トリレンジイソシアネート	12	126	0	0.00	0.65
ニッケルカルボニル	1	4	0	0.00	0.27
パラ-ニトロクロルベンゼン	1	1	0	0.00	7.19
弗化水素	68	1,069	0	0.00	0.45
ベンゼン	37	195	6	3.08	1.81
ペンタクロルフェノール	1	32	0	0.00	0.34
マンガン	75	1,059	14	1.32	0.80
沃化メチル	9	50	0	0.00	1.15
硫化水素	15	104	0	0.00	0.43
硫酸ジメチル	7	25	0	0.00	1.79
ニッケル化合物	59	1,162	0	0.00	0.42
砒素	25	378	2	0.53	0.95
酸化プロピレン	7	34	0	0.00	0.21
1・1-ジメチルヒドラジン	1	14	0	0.00	1.27
インジウム及びその化合物	46	476	5	1.05	1.02
エチルベンゼン	295	2,026	13	0.64	0.83
コバルト及びその無機化合物	91	1,665	11	0.66	0.35
1・2-ジクロロプロパン	2	28	0	0.00	10.32
クロロホルム	93	1,080	26	2.41	4.33
四塩化炭素	11	93	1	1.08	4.89
1・4-ジオキサン	35	168	1	0.60	5.13
1・2-ジクロロエタン	24	125	8	6.40	4.21
ジクロロメタン	126	1,368	36	2.63	6.47
スチレン	104	606	20	3.30	7.71
1・1・2・2-テトラクロロエタン	6	30	0	0.00	3.37
テトラクロロエチレン	20	58	1	1.72	7.41
トリクロロエチレン	27	111	1	0.90	6.41
メチルイソブチルケトン	163	1,337	4	0.30	0.91
ナフタレン	39	220	2	0.91	1.56
リフラクトリーセラミックファイバー	35	733	1	0.14	0.95
オルトートルイジン	3	13	0	0.00	2.20
三酸化ニアンチモン	20	165	0	0.00	0.39
溶接ヒューム	295	2,687	3	0.11	0.82
石 綿 (ア ス ベ ス ト)	89	1,077	3	0.28	0.89

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和4年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区 分 対 象 業 務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率 (%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	401	21,763	1,759	8.08%	9.61%
紫外線・赤外線	35	879	2	0.23%	2.73%
騒音作業	145	5,881	326	5.54%	12.84%
黄りん	1	1	0	0.00%	0.53%
有機りん剤	1	2	0	0.00%	2.99%
二硫化炭素 (有機則適用以外に限る)	1	7	1	14.29%	10.66%
よう素	2	10	1	10.00%	2.20%
米杉等	1	63	0	0.00%	11.76%
メチレンジフェニル イソシアネート	4	42	0	0.00%	1.38%
クロルプロマジン等	1	19	1	5.26%	5.26%
チェーンソー以外（振動）	11	566	9	1.59%	5.77%
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	172	8,020	859	10.71%	19.75%
引金付工具（頸肩腕）	9	384	25	6.51%	2.95%
VDT作業	51	4,765	528	11.08%	8.19%
レーザー機器	49	1,124	7	0.62%	3.89%

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

11 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

アウトプット指標	アウトカム指標
（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。 ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・増加が認められる転倒災害の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させる。
（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。
（ウ）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。
（エ）業種別の労働災害防止対策の推進	
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・建設業の死亡者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。
・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%とする。	・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・林業における死傷者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
（オ）労働者の健康確保対策の推進	
・ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年（令和7年）までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年（令和9年）までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して5%以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。	・熱中症による死傷者数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して、減少させる。

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標
※「アウトカム指標」とは … 達成目標

8つの重点対策			
① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
			⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑦ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動	⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線	



12 新たな化学物質規制が導入されます

職場における

労働者が安全に働くために

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の分類で区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の分類で区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の分類で区分2以下又は物理化学的危険性の区分1に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に
基づくばく露低減措置

健康診断結果や
それに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に
関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質 管理体制の 見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③ ②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接点の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第 3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
実施体制の 確立	安衛則 第35条	雇入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項	「人体に及ぼす作 用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
情報伝達 の強化	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



R4.8

13 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務です（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

工事の種類 規制内容	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

作業の種類 主な規制内容	吹付石綿、保温材等の除去等	板けい酸カルシウム第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
	吹付石綿、保温材等の除去等	板けい酸カルシウム第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

14 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要（エイジフレンドリーガイドライン）

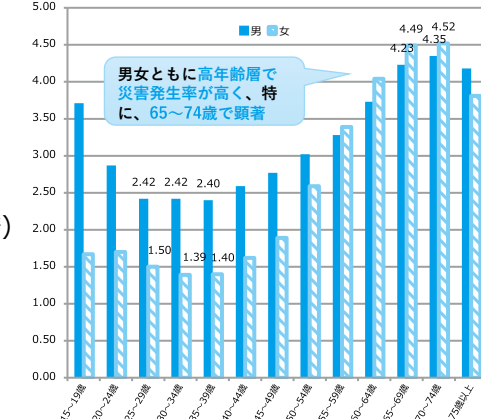
このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（令和3年は25.7%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年齢層で相対的に高い。（30歳前後の最小値と比べ65～74歳では男性2倍、女性3倍）

＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）令和3年＞
出典：労働力調査（基本集計・年次・2021年）、労働者死傷病報告（令和3年）



高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年6月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

事業者 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**

労働者 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

（1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

- 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- エイジフレンドリー補助金等の活用
- 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料でを行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- 中央労働災害防止協会
- 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366
- 03-3453-0464
- 03-3455-3857
- 03-3452-4981
- 03-3452-7201

- （製造業等関係）
- （建設業関係）
- （陸上貨物運送事業関係）
- （林業・木材製造業関係）
- （港湾貨物運送事業関係）

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 中小企業診断士
- 社会保険労務士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.go.jp>）からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています



（R4. 7）

15 「治療を受けながら働き続けることに不安を持っていませんか？」



治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。
(両立支援の検討は、労働者の申出から始まります)

労働者用

病気の治療を受けながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。長期の治療が必要と診断されても、

- ・治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりましたが、病気を理由に仕事を辞めてしまう方が、例えばがんの場合約34%もいます。

仕事を辞めるかどうか一人で悩んで離職してしまう前に、まず相談してみませんか？

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など、疾患を抱える方の治療と仕事のサポートを行っています。

治療を続けるためには
お金もかかるし、家族の
生活費も考えなくては！
→相談先A又はCへ

私の職場に病気で休める休暇制度
はあるのかな？
→相談先Aへ

病気に
誰に相談したら良い
んだろう？
→相談先Cへ

病気のことを人事担当
者には話さず、同僚に
は知られたくない！
→相談先A又はBへ

やりがいのある仕事だから
続けたい！辞めたくない！
→相談先Bへ

何を相談したら良いの
かわからないが、とりあえず
誰かに聞いてほしい！
→相談先A又はCへ

労働者

**相談先は裏面
(相談は無料です。)**

患者さんの声(胃がん)
復職の際、毎日の食事を6回に分けて取らなければならぬことを心配していましたが、休憩時間を分けて取得させてもらうことができました。

患者さんの声(脳血管疾患)
治療やリハビリのために1年半休職しました。復職の際は、1日数時間の勤務から始め、数週間後には半日勤務と徐々に勤務時間を長くしてもらうことができました。

患者さんの声(糖尿病)
要治療と診断された頃、仕事が忙しく、自覚症状もなかったので通院していませんでしたが、産業医に相談したところ定期的な通院を指示され、職場の配慮で通院が可能となりました。

京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者(国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等)で構成するチームです。
(事務局:厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

(R1.9)

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

相談先 A 職場の休暇制度等、労働条件について相談したい ～有給休暇・休職・勤務時間等について相談したい方～			
名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時(土曜は17時)
連合京都	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-154-052	平日 9時～17時
京都総評	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-378-060	平日 10時～18時
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	水曜 10時～16時(予約制)
相談先 B 治療を続けながら働き続けるための相談をしたい			
名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバンエクス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時
相談先 C 療養生活上の悩みや不安について相談したい(疾病別) ～病気・症状についてだけでなく、なんでもご相談ください～			
名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
(がん) 京都府がん総合相談支援センター	京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都2階201号室	0120-078-394	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) 京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京都市左京区聖護院川原町54	075-366-7505	平日 9時～12時 13時半～16時
(がん) 京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京都市上京区梶井町465	075-251-5283	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) NPO法人京都ワーキング・サバイバー	京都市南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内	http://www.kyoto-working.com	ご確認ください
(若年性認知症) 京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援チーム	宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院内	0774-32-5885	平日 9時～12時 13時～15時
(高次脳機能障害) 京都府リハビリテーション支援センター	京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学内	075-221-2611	平日 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…北部) 京都府北部リハビリテーション支援センター	舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内	0773-75-7556	月・木 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…京都市民) 京都市高次脳機能障害者支援センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-823-1658	平日 8時半～12時 13時～16時
(難病) 京都難病相談・支援センター	京都市上京区下立売通新町西入 数ノ内町 京都府庁2号館6階	075-414-7830	(予約制) 平日 9時～12時、13時～16時
(こころの健康相談…京都市民を除く) 京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-645-5155	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談…京都市民) 京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0874	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談) 日本産業カウンセラー協会京都事務所	京都市下京区月鉾町39-1	075-212-9100	(予約制) 毎15日 10時～17時

16 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[概ね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ・産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ・産業保健スタッフへの研修
- ・メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ・ストレスチェック制度の導入に関する支援
- ・治療と仕事の両立支援
- ・事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ・産業保健に関する情報提供

(地域産業保健センター) 地域窓口

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者の医師による面接指導
- ・高ストレス者の医師による面接指導
- ・個別訪問指導(医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

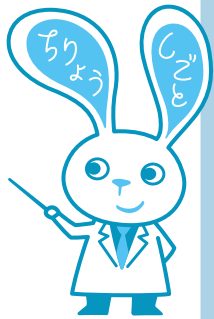
〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

ホームページアドレス: <https://www.kyotos.johas.go.jp>

「治療と仕事の両立支援」を進めるための4つのポイント

- 1 基本方針や具体的な対応方法などルールを作成。全ての労働者に周知し、治療と仕事が両立しやすい職場環境を作りましょう。
- 2 労働者、管理職に対して研修などを行い、意識啓発を図りましょう。
- 3 両立支援は職場に復帰したい人の申出から始まります。安心して相談・申出が行えるような相談窓口を明確にして周知しましょう。
- 4 治療に配慮するため、休暇制度や勤務制度などを実情に応じて検討や整備をしていきましょう。



ご活用ください 治療と仕事の両立支援を進めるための指針

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前のように働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働きたい人にとっては、治療と仕事の両立は大きな問題です。

一方で、事業場において治療と仕事の両立を図るための取組みが行われることで、継続的な人材確保、働く人の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上などに繋がりますが、治療と仕事の両立支援の取組状況は事業場によってさまざまであり、支援方法や関係者との連携に悩む担当者も少なくありません。

「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」(厚生労働省)

働省)には、両立支援を行うための留意事項や環境整備・支援の進め方が記載されています。また、企業と主治医がやりとりを行う文書の様式例や、両立支援プランの様式も掲載されています。

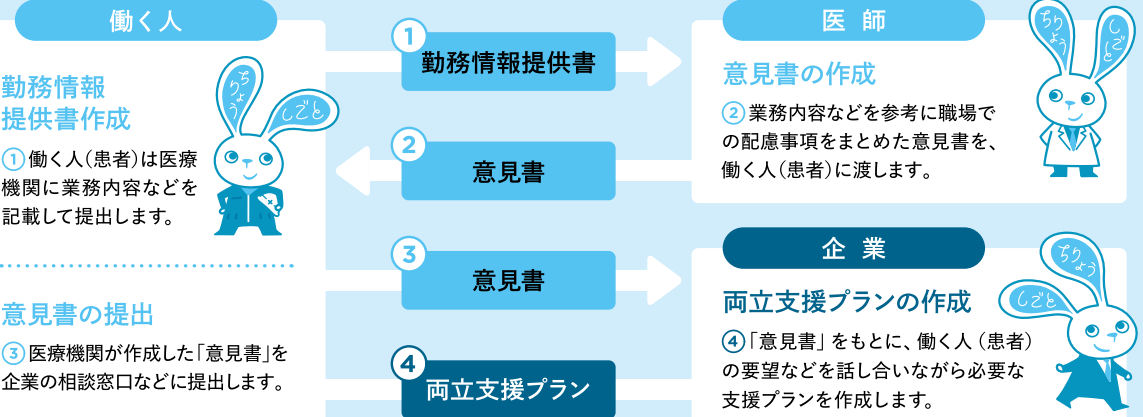
さらに、ガイドラインの参考資料として作成された「企業医療機関連携マニュアル」では、企業と医療機関との連携が事例形式で具体的に示されていますので、ぜひご活用ください。

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

治療 両立ナビ 検索

両立支援の検討は働く人の申出からスタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり



都道府県ごとにある産業保健総合支援センターをご活用ください。専門の相談員が「治療と仕事の両立支援」をお手伝いします。

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ 「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療 両立ナビ 検索

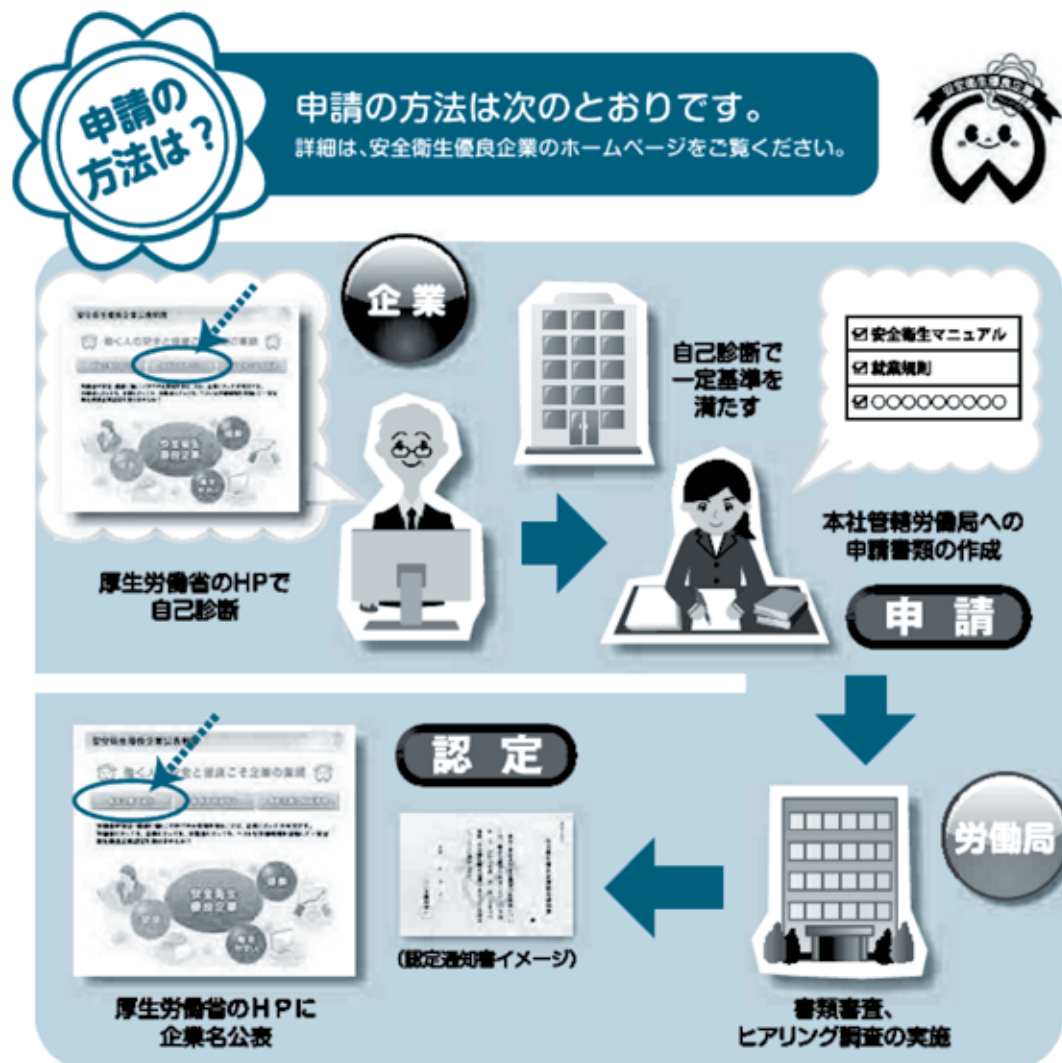


17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成している必要があります。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。

Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていない項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たさない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たさない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

安全衛生優良企業公表制度

検索

詳細は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内の「安全衛生優良企業公表制度」のページをご覧ください。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



18 STOP！転倒災害

！3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
転倒によるケガの約**6割**が休業**1か月以上**のケガです！！

① 作業場所の整理整頓



② 作業場所の清掃



③ 毎日の運動



▶ 転倒災害は、大きく**3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



滑り



つまずき



踏み外し

厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



厚生労働省

STOP！転倒

検索

STOP!転倒災害 京都労働局特設ページでは、各社の**対策事例**を収集し、**事例集**として掲載しています。

また、皆さまの事業場で取り組んでおられる具体的な**対策事例**を募集しております。(下記応募要項をご参照ください。)

STOP!転倒災害
プロジェクト



京都労働局HPの特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00386.html

STOP! 転倒災害プロジェクト対策事例 応募要綱

令和3年5月10日

- 1 全国的に増加している転倒災害の減少を図るため、事業場での対策事例を収集し、ホームページ等で広報することを目的します。
- 2 応募は京都労働局健康安全課あてにメールで送信してください。また、応募用紙とともにイラスト、写真等の資料を添付してください。
- 3 ホームページ等の事業場名の公表を希望される場合は、応募用紙の該当欄に「可」と記入してください。
- 4 ホームページ等の掲載は無料とし、当課からも応募者へ金品の支払いはいたしません。
- 5 応募された事例については、編集のためやむを得ずサイズや文言等を修正させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、当課の判断で掲載を取りやめることがあります。
- 6 本件についての問い合わせは、下記までお願いします。

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上る金吹町 451

京都労働局労働基準部 健康安全課

電話 075-241-3216

e-mail kenkouanzenka-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

19 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切りなど、密にならない工夫を行っています。なお、マスクの着用は個人の判断ですが、感染対策上又は事業上の理由等により、職員に着用を求めることは差し支えありません。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

20 令和5年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



準備 キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

キャンペーン
実施要項



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	ブレイキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分の積極的な摂取に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請